

小川区有中世文書

平成二十九年三月
久留米市教育委員会

小川区有中世文書

序

久留米市は、水や緑の豊かな自然に恵まれ、交通の要衝に位置し、古来より筑後地域の中心都市として栄えてきました。そうした重要な地域であるために、中世・戦国期には、豊後大友氏や周防大内氏、肥前龍造寺氏などの諸勢力が、国人と呼ばれる在地の有力領主たちを巻き込んで衝突し、しばしば合戦の舞台となりました。

今回報告書を刊行することになりました小川区有中世文書は、現在の田主丸町小川区の地を拠点とした国人である小河氏が、十五世紀から十六世紀にかけて、大友氏から発給された文書を中心とする史料群です。小川天満宮（田主丸町船越）に保管され、平成二十年度より久留米市教育委員会に寄託されています。久留米市に現存する数少ない中世・戦国期の貴重な古文書であることから、同二十八年度に市の文化財として指定するにあたり、専門的な調査を実施し、ここにその成果報告として本書をまとめることができました。

本書の刊行が、久留米の郷土史や、日本中世・戦国史の調査研究の一助となるとともに、文化財保護の周知普及に役立つこととなれば幸いです。

最後になりましたが、本書の発行に際しまして、多大なご協力をいただきました関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成二十九年三月三十一日

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則

例言

一、本書は、平成二十七～二十八年度に実施した「小川区有中世文書」の調査報告書である。

一、調査は、久留米市教育委員会が主体となり、市民文化部文化財保護課の穴井綾香が担当し、本書の執筆・編集を実施した。

一、調査の対象は、市の有形文化財（古文書）指定となる小川区有中世文書十九点、附「小川鏡御影覚附並大友家文書」一点である。

一、目録は、調査対象すべてを収録した。

一、目録は、調査対象すべての本文を収録した。

一、図版は、小川区有中世文書すべてを掲載し、附「小川鏡御影覚附並大友家文書」については紙数の関係により本紙九丁裏以降を割愛した。

一、目録・翻刻・図版の史料の配列は、いずれも調査番号順とした。

《目録》

一、収録は、調査番号・文書名・年月日・作成・宛所・品質形状・数量・法量・内容注記・備考・寄託番号の順とした。

一、文書名は、原則として原表題を採録し、原表題がないものについては、仮表題を与えた。

一、法量の単位は、センチメートルで表記した。

《翻刻》

一、字体は原則として底本の記載通りとした。但し、異体字については通用の文字に、旧字・本字については新字体に改めた。合字は「より」

のように、適宜、平仮名で表記した。

一、変体仮名は原則として平仮名に改めた。但し、「江」（え）、「而」（て）、二（に）、茂（も）、与（と）、「者」（は）は原文通りとした。

一、敬意を表す闕字・平出は、一字空白とした。平出は（平出）と傍注を付し、闕字も行頭・行末に来る場合は（闕字）と傍注を付した。

一、虫損等により判読できない場合は、字数がわかる場合は □ を字数分、字数が不明な場合は 「 」 で示した。

一、誤記等については、（ママ）、（○○カ）などと傍注を付した。

一、花押は（花押）、印判は（印）と表した。

一、封紙の記載は、「」で括り、（封紙上書）のように傍注を付した。

一、封式に関しては、適宜、（切封）、（切封墨引あり）などと表した。

一、本文には適宜、読点ならびに並列点を施した。

一、改行を／、割書をへ／で表した。

目次

序	1
例言	1
小川区有中世文書について	1
目録	4
翻刻	8
図版	25

小川区有中世文書について

小川区有中世文書は、江戸時代以来、小川天満宮（田主丸町船越）に伝来した史料群である。小川区が所有し、平成二十年度より久留米市教育委員会に寄託され、久留米市文化財收藏資料として文化財保護課が管理している。久留米市域に伝来する中世・戦国期の文書としては、現在確認できる限りにおいて、高良大社所蔵文書（福岡県指定文化財）、大善寺玉垂宮関係文書（久留米市指定文化財）に次ぐ規模の史料群である。

当調査は、当史料群が久留米市に現存する数少ない中世・戦国期の貴重な古文書であることに鑑み、市の文化財指定を視野に入れた保存活用を図るため、実施したものである。この成果を踏まえて、平成二十九年二月十三日、小川区有中世文書十九点、附「小川鏡御影寛附並大友家文書」一点は、久留米市指定文化財（有形文化財〔古文書〕）に指定された。本書の目録・翻刻・図版は、指定史料を収録するものである。

史料の現状

当史料群は、十五世紀から十六世紀にかけて、中世筑後の国人小河氏が、大友氏から発給された文書を中心とする。年紀を欠くものについても、差出書（署名・花押）や内容などにより、おおよその年代が判明する。以下、個々の史料については、調査番号（目録参照）を【】で示しながら、報告を進めたい。

【1】は、一紙に預置状等四通が書写されている。【2】～【17】は、感状や知行預状などで、いずれも表装等は施されず、作成時の原状を保っている。【18】・【19】は封紙で、それぞれの上書から、後者は【6】か

【11】に付属したものと考えられるが、前者の本紙は現存を確認できない。【20】は、寛保二年（一七四二）の年紀を有する「小川鏡御影寛附並大友家文書」一冊で、小川天満宮の縁起や、【1】～【17】の写を収録する。ただし、【18】・【19】を含め、封紙は書写されていない。

【1】～【17】は、【20】に「小河氏江大友家より文書拾六通、同写四通」として収録されていることから、寛保二年までに「大友家文書」というまとまりを形成していたことが分かる。【1】については、「上妻郡広川二本紙有之、写四通者小川氏家二在」と説明されており、寛保二年の時点で、正文は「上妻郡広川」にあり、その写である【1】が船越の小川氏の許にあったことが分かる。

平成二十年度の寄託時には、【1】～【20】が、収納箱2（図版・39頁下段）とともに、収納箱1（図版・39頁上段）に収納されていた。収納箱2に伴う包紙上書に「大友家感状并書翰 拾七通 天明元年辛丑夏五月封」とあり、天明元年（一七八一）に文書整理が行われたことが分かる。なお、【1】～【17】は、「宝第〇号」のように墨書された貼紙が施されているが、この整理と天明元年の「封」との関係は詳らかでなく、また、貼紙の番号は【20】における【1】～【17】の収録順と必ずしも一致しない。小川天満宮では、江戸時代より現代まで、御神体である菅原道真の「御影」（後述のように自画像とされる）の御開帳大祭・虫干大祭が定期的に開かれており、これに伴って文書整理が行われた可能性も考えられる。

中世小河氏

小河氏は、現在の小川区の地に居館を構えていた国人である。苗字の表記であるが、当史料群の中世文書では、【7】の宛所「小川中務少輔」

を除き、「小河」と記されていることから、ここではひとまず「小河」を採ることにする。

小河氏の由緒について、【20】所収の小川天満宮の縁起によれば、次のように記録されている。

小川藤五郎が、菅原道真に従って太宰府に下った。この時、道真は鏡に向かつて自画像を描き、藤五郎ら三人の臣下に与えた。やがて藤五郎は「竹野」（現在の田主丸町辺り）に來住した。その子孫である隣甫が豊後大友氏に臣従したが、宗麟の代に離反し、英彦山に逃れた。大友氏没落の後、小川の地へ帰還し、「御影」を祀って天満宮を興したという。

菅原道真の太宰府左遷は昌泰四年（九〇一）のことで、現存する古文書に小河氏が現れるのは、写ではあるが永享六年（一四三四）とされる【1-1】である。これは、大友氏十二代持直が、小河藤次郎（①）他二名を「竹野郡代職」に任ずるものである。次に、年不詳ながら【1-2】では、同十五代親繁（一四一一〜一四九三）が、小河伊賀守（②）他一名を「竹野郡代職」に任じている。

正文における小河氏の初出は【4】で、永正六年（一五〇九）、小河藤五郎（③）が、大友氏十九代義長により、筑後国の守護代官とされる三原親賢を通して、小川庄七〇町などを与えられている。これに先んじて【2】では、文龜三年（一五〇三）に、菅藤五郎が大友親匡（義長）より竹野郡内に知行を安堵されており、この安堵状が小河氏の許に伝えたことからすると、菅藤五郎が何らかの事情で苗字を「小河」に改めた可能性も考えられる。

その後、小川中務少輔（④）が、永正十三〜四（一五一六〜七）頃に大友氏二十代親安（のち義鑑）から「当知行」を認められ【7】、享祿元年（一五二八）には、鱈坂庄の内三町を与えられた【5】・【6】。

天文元年（一五三二）頃には、義鑑より「伊賀守」に任ぜられる【11】。ほどなく大友義鑑より、出府の感状を与えられ【15】、天文三年の大内氏の豊後進攻時にも感状が出されている【17】。また、年不詳であるが、筑後国内に六町を与えられている【16】。

ここまでの①〜④の人物については、残念ながら相続等の関係は不明であるが、【13】において、永祿二年（一五五九）、大友氏二十一代義鎮（のち宗麟）より、侍嶋合戦で戦死した「親父」である中務大輔鑑昌（⑤）の跡が、小河六郎（⑥）に認められており、⑤⑥の相続関係が分かる。

この六郎は、同日付けで「鎮昌」を名乗ることを許されている【14】。【20】では、鎮昌をのちに宗麟から離反する「隣甫」とされている。とすれば、六郎は同五年の「筑前目錯乱」時には、宗麟より感状を与えられた【12】のち、通称を中務少輔と改め、天正三〜四年（一五七五〜六）頃には、年始の返礼を受ける【9】。同七年（一五七九）に、大友氏二十二代義統から筑後国内に三〇町分を与えられた【10】後、大友氏の下を離れたと考えられる。

この間、詳細は不明であるが、筑後の国人四名の連署による【8】の御殿料請取状が小河中務少輔に出されており、大友氏に対する「御殿料」をめぐる筑後国内において国人相互の遣り取りを看取できる。

調査の所見―当史料群の意義―

史料の状態については、いずれも表装等が施されず、ほぼ作成当時の姿で伝来してきたものである。目視される本紙の墨付や折目から、文書作成時の中世・戦国期に独特な料紙の折り方や封式を復元することが可能である。

当史料群の形成主体である小河氏については、国人の中でも支配地域

が小規模に留まり、この階層の史料は一般に伝来しにくい。こうした国人層は、江戸時代になると多くは武士か豪農の道を選択するが、社家となつた経歴をみても、小河氏の事例は希少である。

史料の内容については、文書に見える人名・地名等から、筑後国内での文書のやりとりが窺え、地域支配システムを復元できる可能性を有する。

このように小川区有中世文書は、久留米の歴史的地域資料として価値が高いことはもとより、良好な保存状態や伝来の経緯の希少性から、中世・戦国史研究に新たな知見をもたらす可能性を持つ貴重な史料群である。

参考文献

- ・『福岡縣史資料』第十輯（福岡県、一九三九年）
- ・田北孝編『増補訂正編年大友史料』全三巻・別巻二冊（一九六二～一九七九年）
- ・上野美之「麦生氏と小河氏の遺跡」（『田主丸郷土史研究』創刊号、一九八七年）
- ・福川一徳「戦国期大友氏の花押・印章編年考」（『古文書研究』第三二号、一九八九年）
- ・芥川龍男編『大友宗麟のすべて』（新人物往来社、一九八六年）
- ・『田主丸町誌』第一・二巻（田主丸町、一九九六年）
- ・大城美知信・田淵義樹著『柳川の歴史2 蒲池氏と田尻氏』（柳川市、二〇〇八年）
- ・『角川日本地名大辞典40 福岡県』（角川書店、一九八八年）
- ・『日本歴史地名大系41 福岡県の地名』（平凡社、二〇〇四年）

目録

調査 番号	1	2	3	4	2	1	3
文書名	諸文書写	大友持直預置状写	大友親繁預置状写	田原親幸施行状写	田原親範施行状写	大友親匡知行安堵状	中紙請取状
年月日	―	六月廿日	三月五日	三月廿七日	三月廿一日	文龜三年九月二日	十一月二日
作成	―	持直御判	親繁	田原親幸有判	田原親範有判	親匡(花押)	竹田津志摩入道 一木(花押)
宛所	―	津久見兵部少輔殿 小河藤次郎殿、安 部弾正忠殿	小河伊賀守殿、久 保大炊助殿	―	―	菅藤五郎殿	小川新右衛門尉殿 まいる
品質形状	楮紙 縦紙	―	―	―	―	楮紙 縦紙 封紙に水損・ 破損あり	楮紙 縦紙 堅切紙
数量	一枚	―	―	―	―	一通	一通
法量	二九・五× 六三・一	―	―	―	―	二八・四× 四六・五	二七・二× 一六・九
内容注記	―	―	―	―	―	封紙上書「 」郎殿 親□」	袖朱印有り
備考	紙裏貼紙「宝 第壹号ヨリ四 号迄」	―	―	―	―	紙裏貼紙「宝 第五号」	紙裏貼紙「宝 第六号」
寄託番号	―	B2008- 003-001	B2008- 003-002	B2008- 003-003	B2008- 003-004	B2008- 003-005	B2008- 003-006

10	9	8	7	6	5	4
大友義統知行預状	大友宗麟朱印状	御殿料請取状	大友親安安堵状	大友義鑑知行預状	大友氏家臣連署施行状	三原親賢打渡状
正月廿八日	二月廿八日	三月五日	三月廿八日	九月九日	壬九月十四日	永正六年己巳十二月十五日
義統(花押)	宗麟(朱印)	稻員二郎左衛門尉資高(花押)、林田山城守鑑隆(花押)、隈右京亮鎮安(花押)、上妻越前守鎮政(花押)	親安(花押)	義鑑(花押)	永源(花押)、永寿(花押)、隆実(花押)	右馬頭親賢(花押)
小河中務少輔殿	小河中務少輔殿	小河中務少輔殿	小川中務少輔殿	小河中務少輔殿	小河中務少輔殿	小河藤五郎殿
雁皮紙 切紙(切封) 封紙	楮紙 切紙(切封)	楮紙 切紙	楮紙 豎紙(切封・豎ノ中折) 封紙	楮紙 豎紙(切封)	楮紙 豎紙 封紙に破損あり	楮紙 豎紙 破れあり
一通	一通	一通	一通	一通	一通	一通
一八・一× 四九・三	二四・七× 三九・二	二四・〇× 一九・二	二九・三× 四二・三	三一・八× 四四・七	三〇・四× 四二・〇	二四・七× 四〇・七
封紙上書「小河中務少輔 義統」			封紙上書「小川中務少輔殿 親安」		封紙上書「小河中務少輔殿 永源/斎藤伊賀守、河内大夫、豊饒美作入道」	
紙裏貼紙「宝第拾参号」	紙裏貼紙「宝第拾式号」	紙裏貼紙「宝第拾壹号」	紙裏貼紙「宝第拾号」	紙裏貼紙「宝第九号」	紙裏貼紙「宝第八号」	紙裏貼紙「宝第七号」
B2008-003-013	B2008-003-012	B2008-003-011	B2008-003-010	B2008-003-009	B2008-003-008	B2008-003-007

調査 番号	文書名	年月日	作成	宛所	品質形状	数量	法量	内容注記	備考	寄託番号
18	封紙	—	義鎮	小河六郎殿	楮紙 一紙 破損あり	一枚	三五・九× 二五・五		調査番号13の 封紙カ	B2008- 003-番外 1
17	大友義鑑感状	三月十一日	義鑑 (花押)	小河伊賀守殿	雁皮紙 切紙 封紙 本紙に破損 あり	一通	一五・八× 四六・六	封紙上書「小河 伊賀守殿 義鑑」	封紙貼紙「宝 第貳拾号」	B2008- 003-020
16	大友義鑑知行預状	十二月三日	義鑑 (花押)	小河伊賀守殿	楮紙 切紙(切封)	一通	二八・〇× 四二・〇		紙裏貼紙「宝 第拾九号」	B2008- 003-019
15	大友義鑑感状	十二月廿六日	義鑑 (花押)	小河伊賀守殿	楮紙 切紙 孔あり	一通	一七・一× 三三・五		紙裏貼紙「宝 第拾八号」	B2008- 003-018
14	加冠状	永禄二年卯月 十六日	—	藤原鎮昌	楮紙 縦紙(切封)	一通	二七・二× 四三・八		紙裏貼紙「宝 第拾七号」	B2008- 003-017
13	大友義鎮感状	卯月十六日	義鎮 (花押)	小河六郎殿	楮紙 縦紙(切封) 封紙に破損 あり	一通	二七・二× 四三・六	封紙上書「小河 六郎殿 義鎮」	紙裏貼紙「宝 第拾六号」	B2008- 003-016
12	大友宗麟感状	十二月三日	宗麟 (花押)	小河六郎殿	雁皮紙 切紙(切封)	一通	一七・七× 四七・八	封紙上書「小河 六郎殿 宗麟」	紙裏貼紙「宝 第拾五号」	B2008- 003-015
11	大友義鑑感状	十一月五日	義鑑 (花押)	小河中務少輔殿	楮紙 切紙(切封)	一通	二四・七× 四一・〇	—	紙裏貼紙「宝 第拾四号」	B2008- 003-014

20	19
小川鏡御影覽附並 大友家文書	封紙
寛保二壬戌年 四月中旬	
天満社守小川平 助写之	義 □
	小河中務少輔殿
30丁 52丁・白紙 本紙は墨付 表紙あり、 縦帳(前後)	楮紙 一紙 破損あり
一冊	一枚
一六・五 二二・八×	三九・三× 三〇・七
	調査番号6か 11の封紙カ
B2008- 003-附	B2008- 003-番外 2

翻刻

1 諸文書写

— 1 大友持直預置状写

筑後国竹野郡職之事預置候、／任先例可有成敗候、恐々謹言、

六月廿日 持直御判

津久見兵部少輔殿

小河藤次郎殿

安部弾正忠殿

*大友持直(？)一四四五) 大友氏十二代当主。豊後・筑後国守護

*『増補訂正編年大友史料 第十』は、永享六年(一四三四)に比定

— 2 大友親繁預置状写

筑後国竹野郡代職之事預置候、／如先々可有成敗候、恐々謹言、

三月五日 親繁

小河伊賀守殿

久保大炊助殿

*大友親繁(一四二一)一四九三) 大友氏十五代当主。豊後・筑後国守護

— 3 田原親幸施行状写

三瀧郡内一木之村四十町之代所と／して広川郡庄之内若菜・富久・留末名／三ヶ所之事預置候、可有知行候、／御判之事者可有追而御申候、自是も可申候、恐々謹言、

二月廿七日 田原 親幸 有判

*田原親幸(？)一四三一) 大友氏の家臣

— 4 田原親範施行状写

三瀧郡之内安武、奥弾正忠跡三町／五段事、親著御判拝見／申候、然者代所之事承候、追而可申／談候、少も不可有等閑候儀候、恐々謹言、

三月廿一日 田原 親範 有判

*大友親著(？)一四二六) 大友氏十一代当主。豊後・筑後国守護

2 大友親匡知行安堵状

(封紙上書(菅藤五郎))
「 殿 親 」

筑後国竹野郡之内／近年持留分菅名字地／八町并中原村之内三拾町、／任證跡之旨、知行不可／有相違之状、如件、

文龜三年九月二日 親匡(花押)

菅藤五郎殿

*文龜三年(一五〇三)

*大友親匡(一四七八〜一五一八)のち親元、義親、義長。大友氏十九代当主。

3 中紙請取状

(印)

一、中紙式束 御進上之趣、則遂／披露候畢、

竹田津志摩入道

十一月二日

一木(花押)

小河新右衛門尉殿まいる

*竹田津志摩入道一木(？〜一六〇〇) 大友氏の家臣(「関原軍記大成」など)

4 三原親賢打渡状

筑後国竹野郡内／小河庄七拾町同／蜷河分拾町坪付在別紙之／事、任 御判
之旨／渡進候、可有知行候、／仍状如件、

永正六年己巳十二月十五日

右馬頭親賢(花押)

小河藤五郎殿

*永正六年(一五〇九)

*三原親賢(生没年不詳) 筑後国の「守護代官」(『五条家文書』)

5 大友氏家臣連署施行状

(封紙上書)

齋藤伊賀守

河内大夫

豊饒美作入道

小河中務少輔殿

永源

筑後国鯉坂之内鯉檀／三町之事、任／御判御奉書之旨可／有御知行候、

恐々謹言、

壬九月十四日

永源(花押)

永寿(花押)

隆実(花押)

小河中務少輔殿

*享祿元年(一五二八)

*豊饒永源(生没年不詳) 筑後国兼松城主。大永五年(一五二五)から天文五年(一五三六)

頃まで筑後代官

6 大友義鑑知行預状

(切封墨引あり)

筑後国鯉坂庄之内鯉壇／三町之事、預置候、可有／知行候、恐々謹言、

九月九日 義鑿(花押)

小河中務少輔殿

*享祿元年(一五二八)

*大友義鑑(一五〇二〜五〇) 大友氏二十代当主。豊後・筑後国守護

7 大友親安安堵状

(封紙上書)

「小川中務少輔殿 親安」

当知行分之事、領掌／不可有相違候、恐々謹言、

三月廿八日 親安(花押)

小川中務少輔殿

(切封墨引あり)

*永正十三〜四年(一五二六〜七)

*大友親安 義鑑の初名。永正十二年末、家督。同十五年八月頃に親安から親敦へ改名

8 御殿料請取状

筑後国

御殿所五十町分皆納銀子／辻慥請取申候之訖、

稲員二郎左衛門尉

三月五日 資高(花押)

林田山城守

鑑隆(花押)

隈右京亮

鎮安(花押)

上妻越前守

鎮政(花押)

小河中務少輔殿

*稲員・林田・隈・上妻は、筑後の国人

9 大友宗麟朱印状

(切封)

為今年之儀、海月／一折給候、令悦喜候、猶／田原近江守可申候、恐々／謹言、

二月廿八日 宗麟(朱印)

小河中務少輔殿

*天正三〜四年(一五七五〜六)

*大友宗麟(一五三〇〜八七) 義鎮。大友氏二十一代当主。永祿五年(一五六二)六〜七月頃、入道して宗麟。天正三年(一五七五)、花押から朱印に替える

*田原親賢(？〜一六〇〇) 永祿八年(一五六五)近江守。天正四年(一五七六)近江入道

10 大友義統知行預状

(紙背切封墨引あり)

〔封紙上書〕 小河中務少輔殿 義統

今度龍造寺山城守現形／候処、上下之者隆信以／同意惡逆之企不及是非候、／然者其方事、以順路之覚悟／出座貞心感悦候、仍於／其國中三拾町分へ坪付在／別紙之／事、預遣候、可有知行候、／恐々謹言、

正月廿八日 義統 (花押)

小河中務少輔殿

*天正七年(一五七九)。前年十一月、大友宗麟が耳川で島津勢に大敗すると、肥前の龍造寺隆

信が筑後攻略を開始、筑後国衆が大友方から離反し始める

*大友義統(一五八〇～一六〇五) 大友氏二十二代当主

*龍造寺隆信(一五二九～一八四)

11 大友義鑑感状

(紙背切封墨引あり)

今度別而之顕心底候、／令感心候、弥忠儀憑入候、／仍補任伊賀守候、恐々

／謹言、

十一月五日 義鑑 (花押)

小河中務少輔殿

*天文元年(一五三二)頃。【15】より以前

12 大友宗麟感状

〔封紙上書〕 小河六郎殿 宗麟

(紙背切封墨引あり)

就筑前目錯乱、星野／四郎三郎至要害、以／登城毎事堅固之／覚悟之由候、乍案中／感悦候、弥鎮胤被申談／可被励忠貞事、肝要候、／必迫而一段可賀之候、恐々／謹言、

十二月三日 宗麟 (花押)

小河六郎殿

*永禄五年(一五六二)

*筑前目錯乱 永禄五年十一月、宝満・岩屋城督高橋鑑種、筑後の星野一閑と通じ、大友氏に

叛く

*星野四郎三郎 不詳

*星野鎮胤 吉美

13 大友義鎮感状

〔封紙上書〕 小河六郎殿 義鎮

(紙背切封墨引あり)

於今度侍嶋合戦之砌、親父／中務大輔戦死、其外被官之／者共数人届之

由候、誠忠貞ノ務比類候、仍鑑昌一跡之事、ノ任相統之旨領掌、不可有ノ相違候、恐々謹言、

卯月十六日 義鎮(花押)

小河六郎殿

*侍嶋合戦 永祿二年(一五五九)四月、大友軍、筑前侍嶋で筑紫惟門勢と戦う

14 加冠状

(紙背切封墨引あり)

加冠 名字之事

藤原鎮昌

永祿二年卯月十六日

15 大友義鑑感状

今度凌難儀ノ出府感、心候、弥於ノ励忠義者、必以時分ノ可顕志候、恐々ノ謹言、

十二月廿六日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文元年(一五三二)

16 大友義鑑知行預状

(紙背切封墨引あり)

筑後国之内六町分(坪付在ノ別帑)ノ事、預置候、可有知行候、ノ恐々謹言、

十二月十三日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文年間(一五三二~五五)

17 大友義鑑感状

(封紙上書)

「小河伊賀守殿 義鑑」

(紙背切封墨引あり)

今度從最前忠貞、深ノ重之覚悟、寔感、心候、ノ弥可被励忠儀事、憑ノ存候、仍領地之事承候、ノ当時年寄共多分在ノ陣之条、各歸陣之時必ノ可申談之旨、猶入田ノ丹後守可申候、恐々ノ謹言、

三月十一日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文三年(一五三四)

*入田丹後守親誠 天文十九年(一五五〇)、二階崩れの変で失脚

18 封紙

小河六郎殿 義鎮

19 封紙

小河中務少輔殿 義□

20 小川鏡御影覚附並大友家文書

(前表紙題箋)

并「 」「感状写

御天満宮「 」「小河「 」「譜「 」「

影 但寛保「 」「天明「 」「

「 」「御□宮「 」「

(中表紙)
「寛保二壬戌年

小川鏡御影覚附并大友家文書

天満之社守

正月中旬 小川平助写之「

一、小川村館屋敷

惣構之堀口式間、長式百三拾間、／小河之東南北二有之、近年新溝に
／此堀を用、只今者溝幅五間、或は九間／茂有之、小河村南北之古川

横拾三／間、長東之堀より西之藪外迄百拾／式間有之、村内二古城南

北二八拾／式間有之候を、只今は埋候而畑二成、／館の内は東二二夕

口、西二一ト口、北二一ト口、四口／有之也、右之館者、豊後屋形大

友／義鑑之家来小河伊賀守と申人／城主之由申伝ル、大友切支丹成り

／被申候時分、小川茂切支丹成候様／大友被申候得共、小河は菅蒸相

臣／下筋目二而、天神之御自筆二被遊候／御影迄所持二而、朝夕拜礼

(任力)社候二付、／切支丹宗旨二成り申事不罷成旨／被申候二付、大友心に

違イ、此所にて／豊後之人数を被指向、小河を打／はたし被申候、其

時分小河子息／小川源右衛門と申仁落人となり、／天神之御影茂所持

仕申候、右／覚書新川膳氏覚書二有之由、／筑後州竹野郡東郷小川村

鏡之／御影天満宮御由来、小川孫四郎吉／得伝記、

一、小川氏

菅相公補佐三臣之一也、築紫へ御下り／之時、三臣に鏡之御影三幅自

被遊／バ、以後我が身二附添居候と思ふ／へしと被仰、一幅充被下

候事、

一、小川氏小河村江御居館之時、右之／御影御安置被成候事、

但、御居館始之年数不相分候、小川は此小河／へ大友家／文書二

見る／と文書二見ゆる、文録(録)之比より此／小川と文字改ると見ゆ

る、

一、小川伊賀守は豊後故太守大友義鎮／入道宗麟公之臣也、豊州屋形江

／出仕之時、耶蘇宗と成て入道して／隣甫と号、小河江歸る時、家臣

某等／宗旨改メ候事者、鏡之御影も亡脚に／相成候、惣躰菅相公御影

故、当家相／建居候所、改宗難成由申上候得者、／早速宗麟公之臣、

小川江被指向、一戦二而／打亡シ候事、

一、右之節、家館不死亡脚候時、伊賀守／入道隣甫、同嫡子与兵衛、次

男一左衛門、／家臣六人、主従九人、御影之御供二而／筑前州龜門山
 龜石坊に落行、九年／之経、其後彦山南谷真教坊江右／落人御影を佐
 奉し、九年を過る、両／山二拾八年也、其後筑前上座郡長測／村之中
 央天神屋敷と申所二、右／之主従九人御影を守護し、七年居／住也、
 小川村江再置御影御鎮座／之儀如左、

長測迄者御越、卒去之所

一、伊賀守入道隣甫

姓藤氏小川諱鎮昌

長測か小川か不詳又

古大友家文書二可考所

与兵衛 上座郡古毛村二住墓す、小郡田ノ中に有、年七拾五二而

死、小川より葬送二参り候よし、子孫同郡黒川村二有之由、

市右衛門

謙甫 奥州伊達氏陸奥守様御内二而

小川へ住居、妹役介也、

録三百石、医師、其後小川に見舞

此仁之帯刀怡土市三郎

に來り、尤給知百性召連、十日計り逗留

方二有り、此節御尊影

して歸、孫四郎高祖父清左衛門代なり、

小川に再社被遊候歟、

逗留中庄屋太郎兵衛下人、夏田之艸取時

分、大急病大手柄なり

市左衛門 始小川に住居、豊後春地金山へ系

凶大小之類持参二而出本也、其後葉売りと成候ハ、

小川江参り候得共、寄せ付不申候、其後福岡太守

黒田公御齒之病手柄故、録三百石二而小川梅

穂と号、福岡江住、其子孫今二梅穂と申候

而、福岡二有之由、

筑後州柳川之城主立花公之臣二嫁ス、夫死、小川江歸り來り、

女

武勇に再嫁ス

栗村武勇妻

筑前上座郷之司か、郡君か

清左衛門

忠左衛門

某 生葉郡夏梅村之庄屋祖

某 同郡竹重村庄屋漬候

孫左衛門

平助

孫四郎

助右衛門

平助

平右衛門—平助—良吉

女

竹野郡口高村葉柴氏、此氏子六右衛門也、但シ小川氏
 名乗、且大石より参り候、文平先祖也、

一、小川氏居館者、庄屋屋敷歟、

一、今天満宮之御社地者、武勇屋敷也、

一、豊後日田郡石井村江、次勇一左衛門／春野金山行之節、系凶大小類

召／被置候由、申伝ル、

一、瓊林院様御代、依御意、庄屋怡土／太兵衛、社主小河忠左衛門兩人

二而御影／を供奉仕、御城江上ル、惣躰御留可被遊／之所、其夜騒動

震雷御座候故、／一夜二而御返り被遊候、尤御影ケ被遊候／由二而、

表具は其節久留米ニ而忠左衛門ノ仕直シ差上申候事、

以上、

一、古内記様為御拜之 二代目か、ノ田主丸大庄屋森田六左衛門方江庄屋ノ怡土七兵衛、社守小河忠左衛門供奉仕候処、ノ松門寺村東ニ而重ク被為成、八人ニ而かき候ノ而も^(勤)うこき不申候ニ付、御歸社被ノ遊候事、

寛保二壬戌年正月中院謹記写、

筑後竹野郡代職之事、預置候、ノ任吉例可有成敗候、恐々謹言、

但、御改御座候処、内記様鶴の御料理ノ被召上候故と申候事、

六月廿日 持直判

一、前簾小河清左衛門、忠左衛門迄は寢間ノ之棟木ニつり置候処、家内

上妻郡広川二本紙有之写四通者、小川氏家ニ在、

二異事有ノ之候ニ付、忠左衛門改代に今之御社建立ノ御尊影ハ三二里ノ箱ニ納置也、

津久見兵部少輔殿
小川藤五郎殿

但、怡土七兵衛代、筑前桜井ニ而尋候所、ノ高神之たゝりニ付、前

式部彈正忠殿

社建立仕候様ノニとの事故、早速改替申候事、

一、御井郡北野座主為拜礼社参候処、ノ御管明キ不被遊候ニ付、菅村大

筑後国竹野郡代職之事、預置候、ノ如先々可有成敗候、恐々謹言、

三月十五日 親繁

大友十五代

二付、座主拜礼ノ之時、額置ニ付、離れ不申、夫ニ付座ノ主曰、大宮司殿額ニ紙捍候而御理リノ被仰上被下候様、相頼被申候ニ付、段々ノ御理リ御座候処、豊より額離れ申候ノ間、即座に連哥一首奉納、其後ノ百吟奉納に令納置リ、

小川伊賀守殿
久保大炊助殿

一、前簾御酒供奉得者、御只赤力ニ候由申ノ伝ル

三瀧郡内一本之村四拾町之代所ノとして広川庄内若菜・富久ノ留米名

一、御社修覆之義者、小河孫四郎仕来ノ申候事、

三ヶ所之事、預置候、可有ノ知行候、御判之事者、可有追而ノ御申候、

一、正月十一日終日御戸開也、大宮司ノ小野信濃、藤原貞寛御供、御酒、御鏡ノ餅奉祝御座候事、

自是も可申候、恐々謹言、
二月廿七日 田原親幸有判

一、六月虫十有、

一、正月十一日前すノ私有、

三瀧郡内安武輿彈正忠跡三町ノ五反之事、親着御判拜見申候、ノ然者代

一、小河氏江大友家より文書拾六通、同写ノ四通、

所之事承候、追而可申ノ談候、少茂不可有惑閑之儀候、恐々ノ謹言、

ノ式拾通有、

三月廿一日 田原親範有判

筑後国竹野郡之内、近年持留分／管名字地八町并中原村之内三拾／町、
任証跡之旨知行不可有相違之／状如件、
文龜三年九月二日 親匡(花押カ) □

菅藤五郎殿

御朱印有

一、中紙式束御進上之趣、則遂披露畢、

竹田津志广入道

十一月十二日 一木書判

小河新左衛門尉殿(カ)まいる

筑後国竹野郡之内、小川庄七拾町／同蜷川分拾町〈坪付／在別紙〉之事、
任御判／之旨渡進候、可有知行候、仍而状如件、
永正六年己巳十二月十五日 右馬頭(マ)録資判

小川藤五郎殿

筑後国鱈坂之内、鯉檀三町之事、／任御判御奉書之旨可有御／知行候、
恐惶謹言、

庚九月十四日 永源書判

永寿書判

隆実書判

小川中務少輔殿

上書裏二 斎藤伊賀守

河内太夫助

豊饒美作入道

表二

小川伊賀守殿 永源

筑後国鱈坂庄之内鯉檀三町／之事、預置可有知行候、恐々謹言、

九月九日 義鑒書判

小河中務少輔殿

当知行進之事、領掌不可有／相違候、恐々謹言、

三月廿八日 親安書判

小川中務少輔殿

筑後国

御殿料五拾町分、皆納銀子辻、慥二／受取申候訖、

三月十五日 稻光(カ)太郎左衛門尉

資高書判

村田山城守

鑑隆書判

隈右京亮

鎮安書判

上妻越前守

鎮政書判

小河中務少輔殿

為近年之嘉儀、海月一折給候、令／悦喜候、猶田原近江守可申入候、恐々

／謹言、

二月廿八日 宗麟朱印

小河中務少輔殿

今般龍造寺山城守現形候処、／上下之者隆信以同意、惡逆之／企不及是非候、然者其方事、以順／路之覚悟出座貞心感悦候、仍於／其國中三拾町分〔坪付／別紙〕之事、預／遣候、可有知行候、恐々謹言、

正月廿八日 義統書判

小川中務少輔殿

今度別而之顕心底候、令感心候、／弥忠儀頼憑入候、仍補住伊賀守候、／恐々謹言、

十一月十五日 義鑑書判

小川中務少輔殿

今度從最前より忠貞、深重之／覚悟、寔感心候、弥可相励忠儀事、／憑候、仍領地之事承候、当時年寄／共、多分在陣之条、各歸附之時、必／可申談之旨、猶入田丹後守可／申候、恐々謹言、

三月十一日 義鑑書判

小川伊賀守殿

於今度侍嶋合戦之砌、親父／中務太輔戦死、其外被官之／者共数人顧之由候、誠忠貞無／比類候、仍鑑昌一跡之、任相統之旨／領掌、不可有相違候、

卯月十六日 義鎮書判

小川六郎殿

加冠 名字之事 藤原鎮昌

永祿二年卯月六日

就筑前目錯乱星野四郎三郎、／至要害、以登城每事堅固之／覚悟之由候、乍案中感悦候、弥／鎮胤被申談可被励忠貞事、／肝要害候、必追而一段可賀之候、恐々／謹言、

十二月十三日 宗麟

小川六郎殿

略縁起

抑筑之後州竹野郡に天満宮の／由来と申奉るハ、小川藤五郎と申せし菅丞相譜代の家臣、都／より太宰府の御跡を慕ひ、下向／して仕へ侍りしに、菅丞相天拜／山にて御願業の砌、藤五郎ともに／三人の御家臣に御いとまを被下候れ／ハ、藤五郎深く御別れを悲し／ミしに、菅丞相鏡に向かせ給ひ、御／自筆に御姿を遊され、宣ひけるハ／汝いかなる海里に住居すも、我を／恋しく思ふ時は此像を見るへし／とて御函に給り、御別奉り、小川村／住居せしに、代変之時移小川伊賀／守ハ、八百町を領せしかとも、豊後／国大友の悪逆によつて小川に住居／成かたし、筑前龜門山に落行、九ヶ／年間隠れ居、夫より彦山南谷／真教坊に又九年、其後筑前上座郡／長瀨村の中央今天神屋敷と云／所に主従九人、七とせの春秋をお／くりし内、大友の悪逆も□り、小川に／立帰り御影を守り奉り、たやすく／筥を開かされハ、当国北野山の座主／当村に詣ふて筥を開かんとせし／かとも、筥の蓋明さる故、押碎き／御絵像を取出し、

拜礼あかしに／忽から(たふ)ぶすくみてはなれず、し／きりにもたゆれとも、
猶も動ぎ／れば、大に恐れ謹之懺悔し百韻／の連歌を奉るへしと深く祈
／願有けれハ、即時頭動きし故、日／ならず、百韻の連歌を捧たり、其
／外寄瑞あけてかそふるにいとまな／し、此故に鏡の御願天神と唱へた
り、／〈但、此縁記／太慈院様より〉御仕替二相成事、

宝曆四戌年、八百五拾年之御神忌有、

宝曆十三未年迄、八百六拾壹年二至也、

安永六酉年、八百七拾五年御神忌有、

享和二戌年迄九百年、

文政十亥年、九百貳拾五年、

嘉永五壬酉年、九百五拾年、

明治九子年、九百七拾五年、

明治三十五年、壹千年、

大正拾五年四月、壹千貳拾五年、

一、鳥居の額

先御代様御寄進

一、石燈籠 二基

右同断

一、焼灯 二張

右同断

一、管焼灯 二張

聖徳院様より

一、当

(平出)／太守様、御六歳御時御寄附、梅之／絵、松の絵之額二つ、当
御代二御封印被仰付候、

一、盛徳院様より御神影之御宮御寄／進、ふくさ平いたん右同、

一、天満宮御影 一箱

一、同縁起 一軸

一、連歌 一卷

一、大友家感状 拾七通

右、五品御封印二相成居候事、

一、(題)溪林院様御代当村先庄屋太兵衛／奉守御殿二而御許之由、

一、其後西(平出)／御殿聖徳院様(平出)／御同人様 御許庄屋甚次郎、／佐藤弥

三左衛門御屋敷迄／御供仕、夫より(平出)／御殿江御持参二相成候由、其

節者／乍恐定五郎様、太吉様 御拜之由、

一、其後庄屋宇右衛門、中田六次郎様／御屋敷迄奉守、夫より御同人

様／御裏御殿おみん様御拜被為遊、／若殿様、御姫様方も御同然のよ

し、／六次郎様より仰られ候、

一、先相之丞様より神箱一式御寄進の事、／花表ノ額御同然之事、

一、御内々より被仰渡、今之御社南北人／家四軒取除御社等も手廣く御

再／建二相成可申与之御義、且御池／等も出来仕候筈二、絵図等も出

来仕、／毎々(平出)／御殿中之口江庄屋宇右衛門御呼御座候、

天明九年

鏡御影天満宮社 御内々より／御取建相成候一件書留并御祭礼之／節取

計方覚書帳

二月上旬 天満宮社守

小川平助写之

天満宮略縁起

抑筑之後州竹野郡小川村天満宮と／崇奉るは、忝も菅公左逆の折から／三人の寵臣、都より御跡をしたひ、／太宰府へ下向、日夜仕へ奉るに、菅公／天拝山におゐて、天帝へ□行有るにより、永くおいとまを賜ふ時、御／記念として鏡に向わせ給ひ、真影を／自分画し、汝等いかなる遠鄙／に住すとも、我を慕ひおもひ出さ／ハ、此影を見るへしとして三人の愛臣へ／与へ給ふ、其内小川氏は当村に／居住へ是より小川を／在名に唱ふ／せしに、数百年の星霜／押移り、後裔小川伊賀守は八百町／を領せしかとも、豊後の国大友宗／麟邪宗を信るにより、小川村に住居／成かたく、筑前竈門山に落行九ヶ年／の間忍び、又彦山南谷直教坊に九年／隠れ、其後は筑前上座郡長洲村中／央天神屋敷と云所に密に至り、親屬／九人、七年の春秋を送りし内に、大友家／没せしにより、小川に帰邑し、御自／画を箱に納、崇敬仕奉れ置、本来／寄瑞利益勝計するにいとまなし、／就中延宝の比、当国北野山の座主／林松院貞圓法印、当邑に詣ふて、此尊／影を拝せんと開くに、明ざる故、蓋を／碎き取出せし処、頻に悩乱悶苦むゆ／へ、大に恐れ懺悔して百韻の連歌を／捧へしと誓願有れハ、忽常のこと／し、仍而日ならず百韻の連歌を奉／納せり〈懷中当社に／納あり〉、寔に世は焼季に／及ふといへとも、菅霊は弥益神徳／あらたに願望を祈るになどの成就の／有さらんや、可信々々、

欽言

此御縁記^(平出)／大慈院様より御宮御造營後、御仕立二／相成御渡之事、

右古来由緒経数百／歳星霜漸及廢失而／不詳事跡故纔拾共／遺書所載或俚語口／授以綴書之永貽後／毘焉
天明元歳次辛丑五月穀旦

御名 印有

此御縁記^(平出)／大慈院様より御仕立御封二相成居候事、

天満宮御社御内々より御取建二相成候／一件書留、

一、御神影之義、毎月正月十一日為御結／消一日充拝帳有之、御代々御

替目／之節者、^(平出)／御殿江御取寄、御許二相成居候由、承り伝候、

其節者社守奉供仕、大宮司、／庄屋茂町宿迄御供仕候、庄屋者何そ／御尋之覚悟、大宮司者御明不被遊候／節之覚悟二而御座候事、

一、天明元丑年^(平出)／大慈院様より御許可被遊旨被仰渡候／二付、大宮司

小野播磨、庄屋宇右衛門、／社守助右衛門御供仕、^(平出)／御殿江罷上り

候処、御神新之義、十日／余り茂御留二相成、其後庄屋宇右衛門／御

殿江御呼二付罷出候処、天満宮由／来申上候様、被仰渡候由二而、御

側御／目附高橋八蔵様、稲富勇助様より御／尋二付、別紙由来書之趣

等、委細申／上候処、又々大庄屋竹下武七、^(平出)／御殿江御呼二相成被

仰聞候者、小川／天満宮之義、至而大切之御神／影二付、平日容易

二拝帳不仕様／御封印被為成置、右二付此節代木拜／領被 仰付候間、

大庄屋裁判ヲ以、／新二社地見立御社取建候様被^(開字)／仰渡候二付、社

地之義者内畠七畝／拾八歩、敷畝壹畝、都合八畝拾八歩、御境／内二

仕、武七才判二而只今之場所江御／社御造營二相成申候、尤右畝数御

／物成之義者、社守平助より相納居／申候事、

一、其節石燈籠一對、御挑灯一對御寄附二／相成申候事、

天満宮御寄附石燈籠二基^(竹野郡)小川村／毎年燈明定

一、正月三ヶ日、同六日、同七日、同十四日

一、節分

一、六月廿四日

一、七月十三日、同十四日

一、八月廿四日

一、五節旬四日

但、八朔者月並二加ル、

一、御祭礼正月十日、十一日、十二日

一、毎月朔日、十五日、廿五日、廿八日

×惣月数六拾五日

但、一夜一燈油式勺宛二燈分、

四勺充

右入用油式升六合

代錢

六百七拾六文壹升式百六拾文ノ宛り、但、壹ヶ月入用高也、

右之通被 仰出候条、永々無怠惰ノ挑可申附事、

天明二壬寅年十二月穀旦

上書 油料積書

安武長藏

覚

一、六百七拾六文

但、来卯年正月より同十二月迄ノ油代、

一、六百式拾文

但、右同断、御燈明燈着賃錢、

×壹貫式百九拾六文

一、六貫四百八拾文 相渡

但、当寅十二月より年中式割ニノ借付可申分相渡ス、

此利壹貫式百九拾六文

但、辰正月より年々油代并御燈明ノ燈候もの賃錢ニ可相渡事

×
一、七貫七百七拾六文

唯今相渡候錢高

右之通可被相心得候事、

天明二壬寅年十二月穀旦

安武長藏

龜王大庄屋

竹下武七殿

一、御社御普請前(平出)ノ殿様より大工棟梁阿部次平殿江被差ノ図候様被

仰渡候二付、神殿拜殿作り放しノ之地割被致候処、(平出)ノ殿様より被仰

聞候者、次平不案内天ノ満宮之社者、紫宸殿作り之物ニ而ノ有之候条、

神殿拜殿一ツニ作り候様被(平出)ノ仰聞候由ニ而、只今之通御造營ニ相成

申候、ノ御普請中折々大工棟梁并御手大工ノ衆見計ニ相見申候、一躰

之大工者小川ノ幸八棟梁ニ而有之候事、

但、雇大工者高木村丹平、清宗村ノ七太郎其外ニも相雇申候、

一、代木拜領之品々御造營余り御座候二付、ノ右余慶ヲ以、武七、宇右

衛門世話仕、神田地ノ地畠田薬師木与申所、壹反五畝拾歩相ノ調、社

守平助江預置申候事、

一、右神田相調候外ニ、余分有之候二付、鳥居ノ一基取建、其段御達申

上候処、寄特二被ノ思召上銘物者、(平出)ノ御上より御渡ニ相成候事、

一、右鳥居之額、其節御寄進ニ相成候事、

一、石燈籠一对御寄進ニ相成申候二付、御ノ燈明与して丁目六、×文御寄

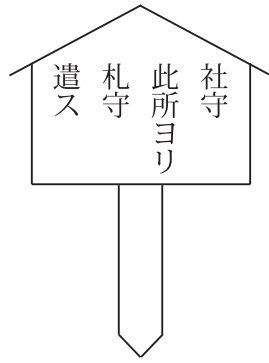
附二相成候／二付、夫二參物并札守料集候分、相加本地／畑方上り立
せ申所、九畝廿歩相調、此余／歩ヲ以、御書附之日數、毎月平助より
燈／明捧ケ居申候事、

但、毎月朔日、三日、七日、十五日、廿四日、廿五日、／廿八日、
都而七日、其節安武伝八様／御持參相成候事、

一、大慈院様より社守と申名目御附被／遊候事、

一、御普請相濟候後、平助方木戸口ニ社守与／札立置候様被 仰渡、御
札御渡ニ相成／申候事、

但、御札之書面



一、右同相濟候上、庄屋宇右衛門^(平出)／御殿江御呼二付、中の口へ罷出候

処、高橋八蔵／様、稲富勇助様より御尋御座候者、天満宮／社地、些
手狭相見候、広メ候得共、東西南北／江人家何軒取除ケ候哉、御地仕
立ニ相成候／得者、水路者有之候哉、御尋御座候二付、三／方人家四
家程御座候、水路之義者、南江／古賀津留用水溝御座候二付、是より
引受／北恵利津留溝江落候得者、清水ニ而御座候／段申上候処、追而
御社參可有之旨被／仰聞、^(平出)／大慈院様者御襖之内より御聞被遊候由

二／御座候事、

但、絵図等仕立ニ相成候事、

一、右二付、田主丸畝上町口より小川村江之小道／取詰御座二付、小川

村中小路之方ハ、幅／壹間貳歩、馬場筋之所は貳間貳分ニ／相極り、
道作り等相濟候二付、其後御達申／上候処、^(平出)／御不例ニ而御參詣無
御座、其俣ニ相成／残念之事ニ有之候事、

一、絵図 御上覽之上、其時分者、医師／寿仙・油屋幸次郎兩家無之候

二付、／天満宮社南向ニ相成候得者、人家取／除ケニも不及、御地等
も致出来合、好／宜相見、南古賀津留溝双方石組ニ／相成、馬場筋ニ
相用候得者可然由、／併御社參ニ相成候得者、御社地広メ／御宮御立
替、御池御掘立一式已後、^(平出)／御上より御普請之由、御例御目附方
様より宇右衛門へも御内沙汰も有之、／旁以□□々奉存候事、

一、其節馬場筋之所、双方ニ而六拾五間、都／而割竹垣ニ相成、已後村

方より時々手入／致候様、左候得者五ヶ年廻りニ組夫六／拾五人充
立用可有御座、尤御參／詣、或者御祭礼等ニ而新ニ仕替候節者、／勿
論組方より入用竹木人夫共ニ召出可／申旨、武七より被申聞置候事、

一、御縁起、先之略縁起者、^(平出)／大慈院様御思召ヲ以、御摺替ニ相成、

只／今之御縁起壹通、略縁起壹通者、本／御縁起前ニ写置事、
御名判御座候御封印ニ相成申候事、

一、御神影御封印ニ相成候節、白ふくさニ／御包、白木之箱共、上ふく
さ、其上黒／しつの箱、是江銀之金具鎖前御／座候、鎖者^(平出)／御殿江
御預、都合ふくさ箱共ニ八重ニ／御包、間々ニ樟腦入居申候事、

但、已後廿五年廻り御開封ニ相成候ハ、定而虫付／可申間、已前
之通毎年正月一日充御／結消有御座度、大庄屋より御願申上候処、
／右御仕立通ニ候得者、決而虫付不申段被^(關字)／仰渡候二付、左様之

義ニ御座候ハ、御表具／御仕替忝被 仰付候而ハ如何可有御座、
是又／祠ニ相成候処、只今新のりニ而御仕替ニ相成候而／ハ、却而
宜無之、矢張此俣ニ而少茂不苦候段、／被 仰渡候事、

一、御寄進之品々、左之通、

一、聖徳院様より箱焼灯 壹対

但、巴之御紋付二而御座候、

一、大慈院様より丸焼灯 壹対

但、是ハ縋り幕ノちらしニ釘貫御紋付ニ而御座候、

一、鳥井之御額

但、宮様方之御筆も承り伝し、

一、大乘院様より梅松之御額 貳枚

但、天満宮之義者、大乘院様御守神之由、右二ノ付、御六歳之御

時、御寄進被遊候趣承り伝候、

一、石燈籠 壹対

但、是ハ安武伝八様御越被遊、しつくい迄御仕立ニ相成候、

一、御神影箱ふくさ 一式

×六品

一、御封印之品々、左之通、

一、天満宮御神影

一、梅松之御額 貳枚

但、大乘院様御代ニ相成、御封印ニ相成候事、

一、大友より之感状 拾七通

一、北野座主奉納之連歌 一卷

一、御縁起 一軸

×五品

一、下より寄進仕候品々、

一、御造営之儀、大庄屋才判ニ被 仰付候ニ付、右ノ入用夫金、当組よ

り出夫致候事、

一、手水鉢、川瀬大庄屋竹下次郎兵衛より寄ノ進仕候事、

但、上覆之義者組方より、銘物者御上より明渡ニノ相成候事、

一、連歌堂諸入用一式、倉富丹右衛門殿、蔵八ノ庄屋善兵衛より世話仕候事、

但、後方修覆、右同断、

一、右入用材木、森部村庄屋次八より全ノ寄進仕候事、

一、社内敷石組方庄屋中より寄附仕候事、

一、駒犬 二ツ

但、竹下武平次、三浦泰助、竹下伊左衛門三人より寄附、

一、石燈籠 二ツ

但、竹下市作、竹下宇左衛門兩人より寄附、

一、簾 一對

但、小川五ヶ村庄屋中より

一、幕 片張

但、日野甚作妻、怡土宇右衛門妻、行徳龍助妻、山下ノ助左衛門

妻、怡土喜三郎妻、

×五人より寄附

一、五色吹流し 一流 但、会所役人中より

一、幕 片張

但、倉富如庵

一、享和二戌年九百年御忌御神祭之ノ節、御側御目附藤田百右衛門様御

開封ニノ御越相成、^(平出)大乘院様御六才之御時、御書被遊候ノ梅松之

御額、御開封ニ相成候処、梅之ノ御額損し居候ニ付、翌亥年^(平出)ノ寛明

院様為^(平出)ノ御名代御帰城被遊候ニ付、右之趣御達ニノ相成候処、天満

宮并御寄進之梅松之^(平出)ノ御額、^(平出)ノ御殿江差上候様被 仰渡候ニ付、

社守平助／并振平右衛門、夫耆人、大宮司小野但馬、大庄屋／竹下武平次、庄屋元右衛門、奉供仕、町宿／罷越、^(平出)御殿江者大庄屋、社守父子、夫耆人二而／奉御供仕差上、大宮司、庄屋者、町宿迄／二而、何れも引取、左候而十日余り茂、^(平出)御殿江御留二相成、其後大庄屋竹下武平、^(平出)次庄屋元右衛門、社守平助、^(平出)御殿江御呼二付、罷出候処、虫付之方、^(平出)寛明院様御自筆二而墨跡二御替被遊候／条、大庄屋、社守江拜見被 仰付候、其俣／御拜受申上候様被 仰渡、天満宮并松之／御額共二御下ケ二相成、其節紅梅之御／鉢植満花仕居候を、御寄附二相成候間、^(平出)花本過二者地植二致、根元江盛土仕／置候様被 仰渡候二付、花過初秋二相成、御社／左之方江地植二仕、其段御達申上候処、釘／貫之御印札御渡二相成候事、

但、天満宮御下ケ二相成候節、御封印無御／座候二付、御伺申上候処、組方二而一日為御結／消御拜為致候様 仰渡候間、左様之／御思召二候ハ、何卒三日程御免被 仰付被下候／様、大庄屋より御伺申上候処、其儀者相成不／申、一日之所御免二相成候段、被 仰渡候二／付、其趣披露御座候処、誠二数多之參／詣御座候、左候而拜立る者御側御目附様／御越二而、直二御封印二相成申候事、大庄屋才判二被 仰付置候二付、御神忘／御社修覆、其外万事組役ヲ以仕／調二相成候事、

- 一、社守儀御開封御封印、^(平出)御代参与して御側御目附様御社／參之節者、上下着用致、鳥居前迄罷／出来候事、
- 一、御開封御封印、^(平出)御代參之節、御初穂／御神納二相成申候事、
- 一、九百年御神忌之節、仮拜殿入用／御幕并陣桐油御貸渡二相成候事、
- 一、御摺替二相成候御縁起、別紙写置候／事、
- 一、先々御縁起、右同断、

一、注連松、天明二寅年大庄屋より森部村／又五郎与申者江才判被申聞、右／又五郎才判ヲ以、植立二相成候事、

一、当村庵之儀、小川伊賀守菩提寺之由／申伝候、右二付鏡智山大円寺与申寺号、山号／御座候、大友焼打之節焼失致、其後／元右衛門先祖只今之庵取候由申伝居候／事、

一、社守儀、追々零落仕、既二振平右衛門杯ハ、^(平出)荒使子奉公仕候様、罷成候二付、竹下武／平次其趣承り候二付、段々御歎被申／上何卒社守へハ、小脇指御免被 仰付、其／上銀子拝領被為 仰付被下候ハ、組方より／茂加勢為仕、平助方振り立候様有御／座度趣、御願被申上候処、御切手五メ／百目御寄附二相成候間、組方よりも加勢為致、小川村分二而地方耆町程も付置候様、^(平出)左候ハ、振合も宜可相成、小脇指之義／者、追而御沙汰も可有御座被 仰渡候事、

一、右御寄附御切手五メ百目并組方より之／寄附錢之内より平助質入地方本地新／畑田姥地与申所、壹反四步受返し、^(平出)神田二相成、其外同人借財迄仕／払二相成申候事、

一、右入用残り銀子、田主丸町庄左衛門、^(平出)和助、小兵衛三人江相頼、貸廻し二相成／申候二付、追々銀高相増申候間、大庄屋／竹下平助より被取立、小川村分地方六／反五畝廿八步調二相成、右余力会所江預り／二相成居申候事、

- 一、文政十亥年、九百廿五年御忌御祭／礼為御開封、御側御目附藤田百右衛門／様御越相成候事、
- 但、先年之通御神納有之候事、
- 一、御代參梯和作様御越二相成候事、
- 但、右同断、
- 一、右御神忌二付、寄附之品々、

一、昇四流 組方庄屋中

一、又色々結幕 片張 竹下李之助殿

一、作り松 壹本

但、竹下仁助殿食宦又右衛門殿、竹下市作殿、三浦／泰助殿、其

外五ヶ村組庄屋中より、

一、八百七拾五年、安永六酉年御神忌御願申上、

一、九百年 享和二戌年御神忌御願申上、三七日／執行御座候処、雨天

二付日延被 仰付、都合／三十日御座候、

但、為賑歌舞妓芝居、晴天十五こま打二品御／免被 仰付候事、

一、九百廿五年 文政十亥年御願申上、二七日執行／御座候、日延被仰付、

三月十八日より四月／十日迄、都而廿二日執行御座候、

但、為賑歌舞妓芝居御願申上候処、五ヶ／年御俟約御年中二付、本

芝居ハ御庭／同然之御宮柄二付、不被 仰付候段、被^(開字)／仰渡候二付、

物まね、こま打、浄瑠璃芝／居、水からくり、都合四つ御免被^(開字)／仰

付候事、

一、御封印四月十日より亀王江御出二相成居、／同十一日権九郎様御越
相成事、

一、諸御役二御目附衆七人、四月十一日、同十／二日両日二引取二相成
申候事、

嘉永二酉年四月

御影虫干

一、四月十一日より晴天三日、御影虫干御達／申上候二付、十日より御
目附大森彦市様、／下目附古賀龍吉様被遊御出役、大庄屋及／惣代衆
御召連、同日御出役二相成候事、

一、十一日雨天二付、十二日御開封二相成候事、

一、十三日八つ時分より降雨二相成候事、

一、十四日朝より降雨之処、御目附様、下御／目附様より御封印被遊候
段被仰聞候／得共、大庄屋殿御参詣、此雨天之俛／御封印御座候而者、
虫付等も難計／被存、張付師田主丸新町要助御呼二而／為見二相成候

処、少ししめり相見候二付、／御封印二相成候而ハ宜間敷旨申出候／

二付、其段御目附様江御達二相成、御封／印御見合二相成候事、

一、十五日朝より晴天二付、四つ時分御封印／相濟、昼飯後より御目附様、

下御目附様共、／御引取二相成候事、

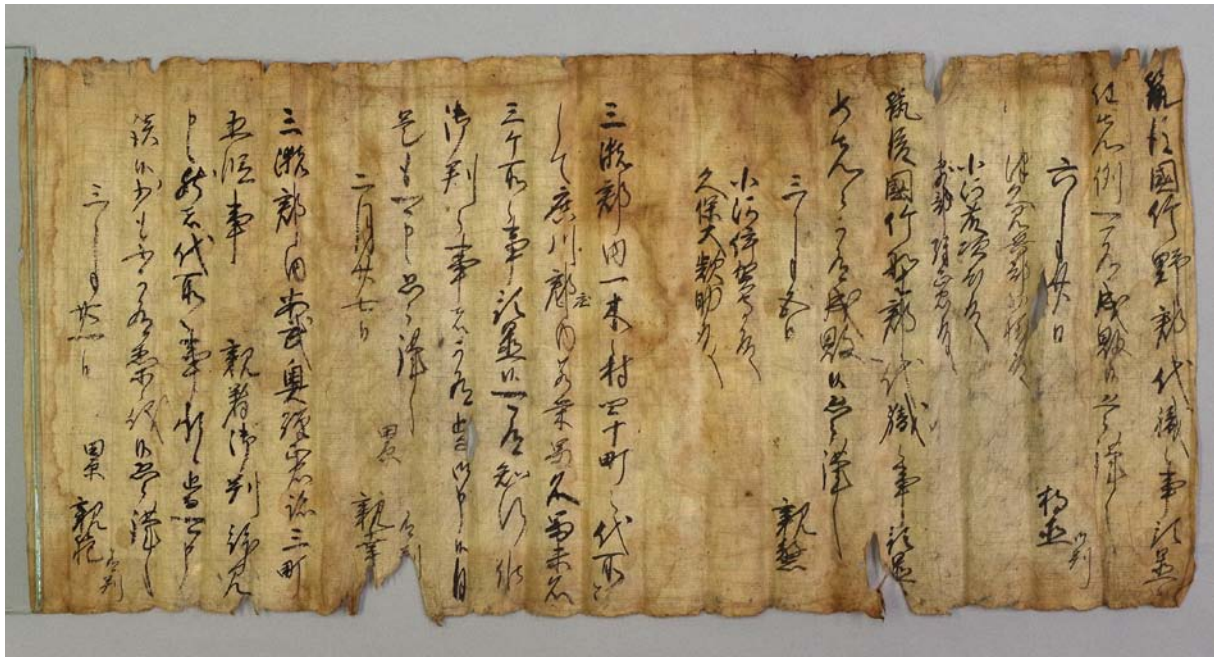
一、御目附様御不快二付、行駄御手当ヲ／御籠夫小川村より式人、行徳

村より式人／差出二相成、片ノ瀬橋迄才料衆御案／内被成候事、

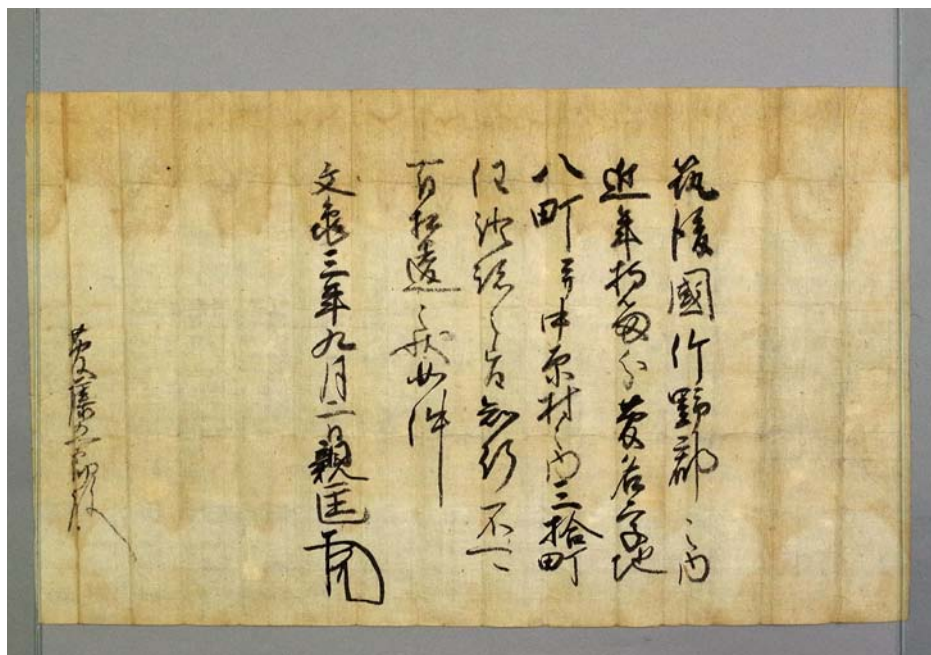
一、御目附様、下御目附様、御宿庄屋宅、／大庄屋殿組御役人衆ハ、長

百性^(姓)倉次方／御宿之事、

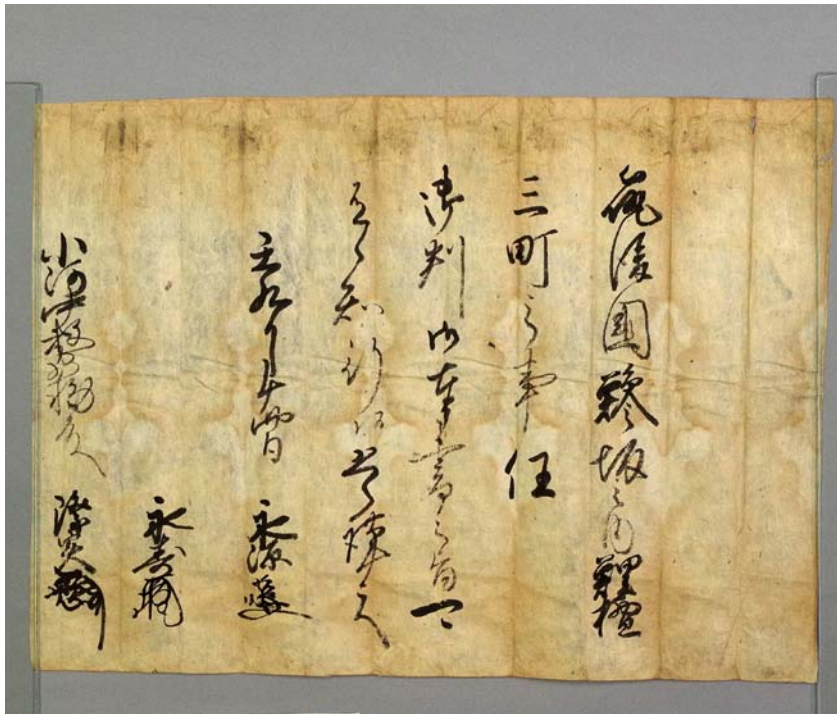
圖
版



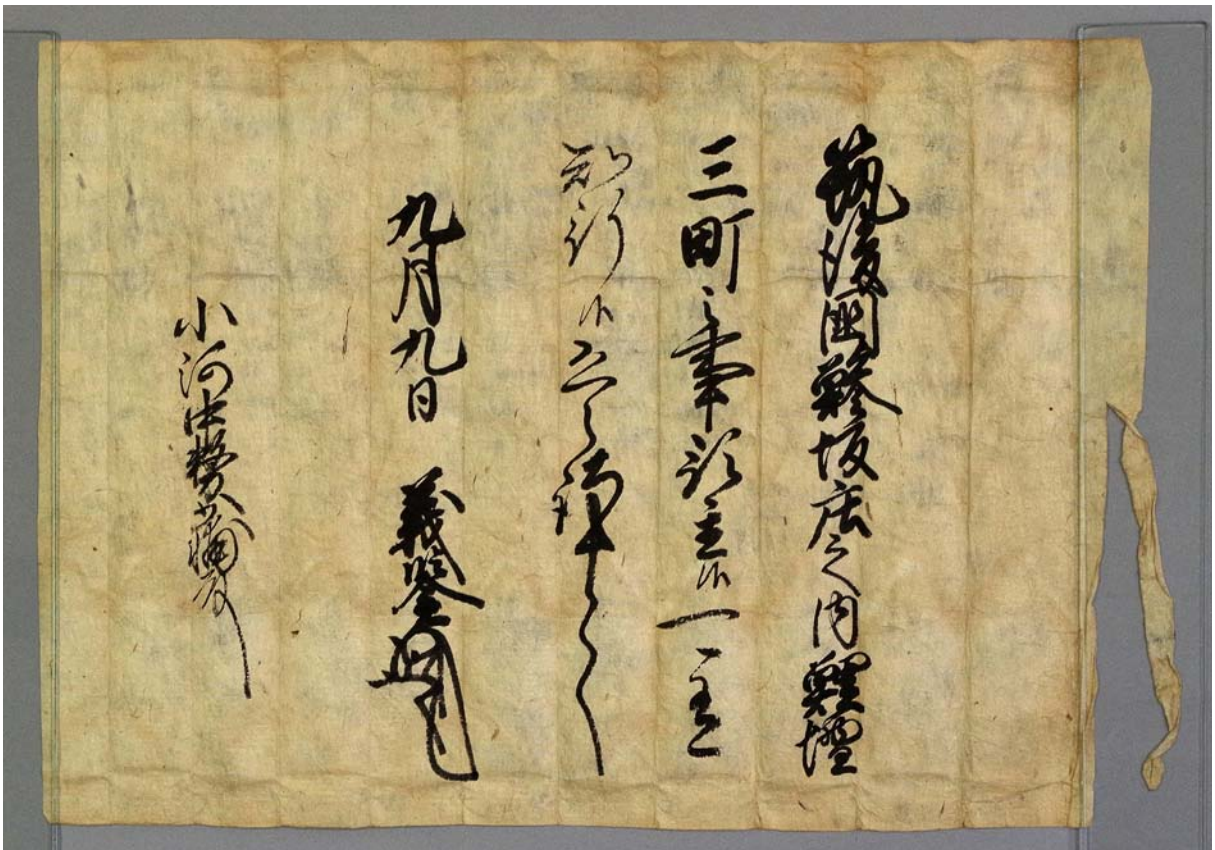
1 諸文書写



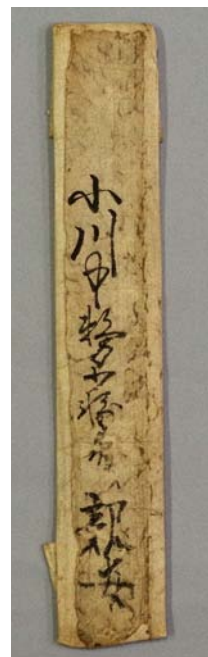
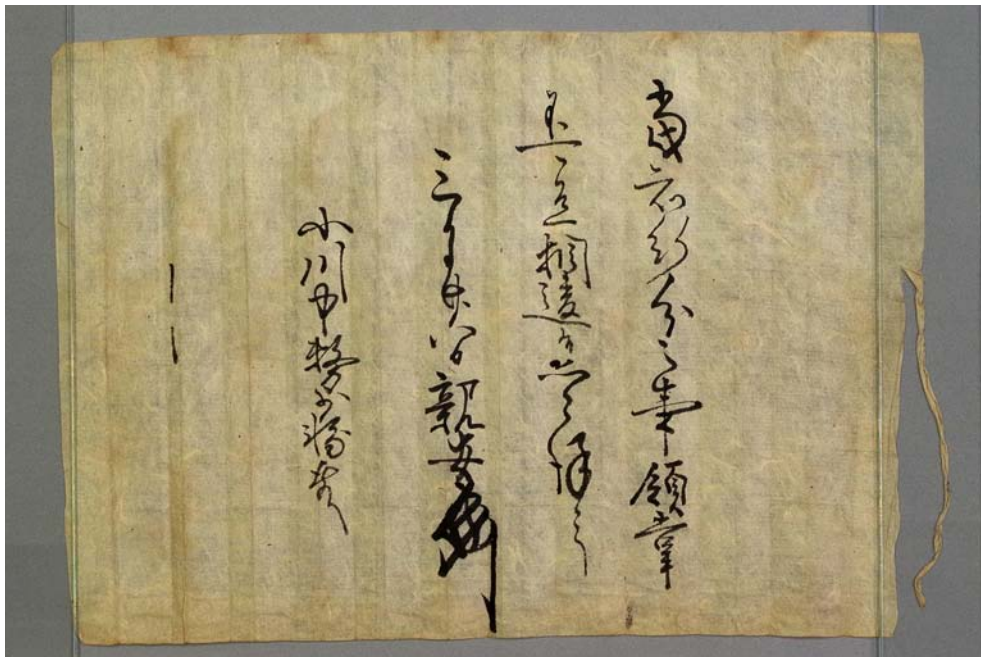
2 大友親匡知行安堵状



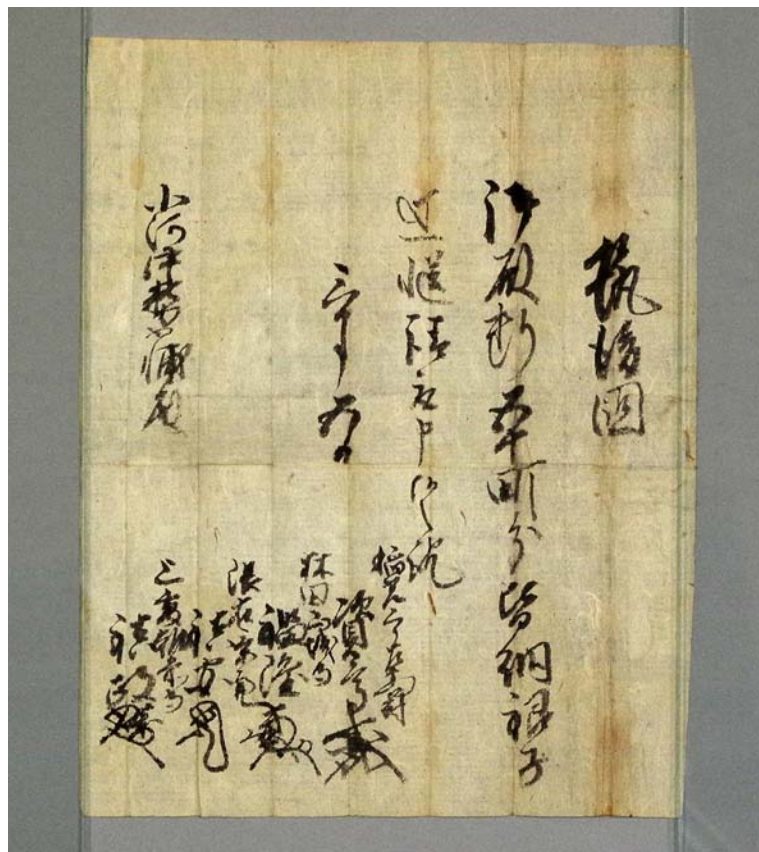
5 大友氏家臣連署施行状



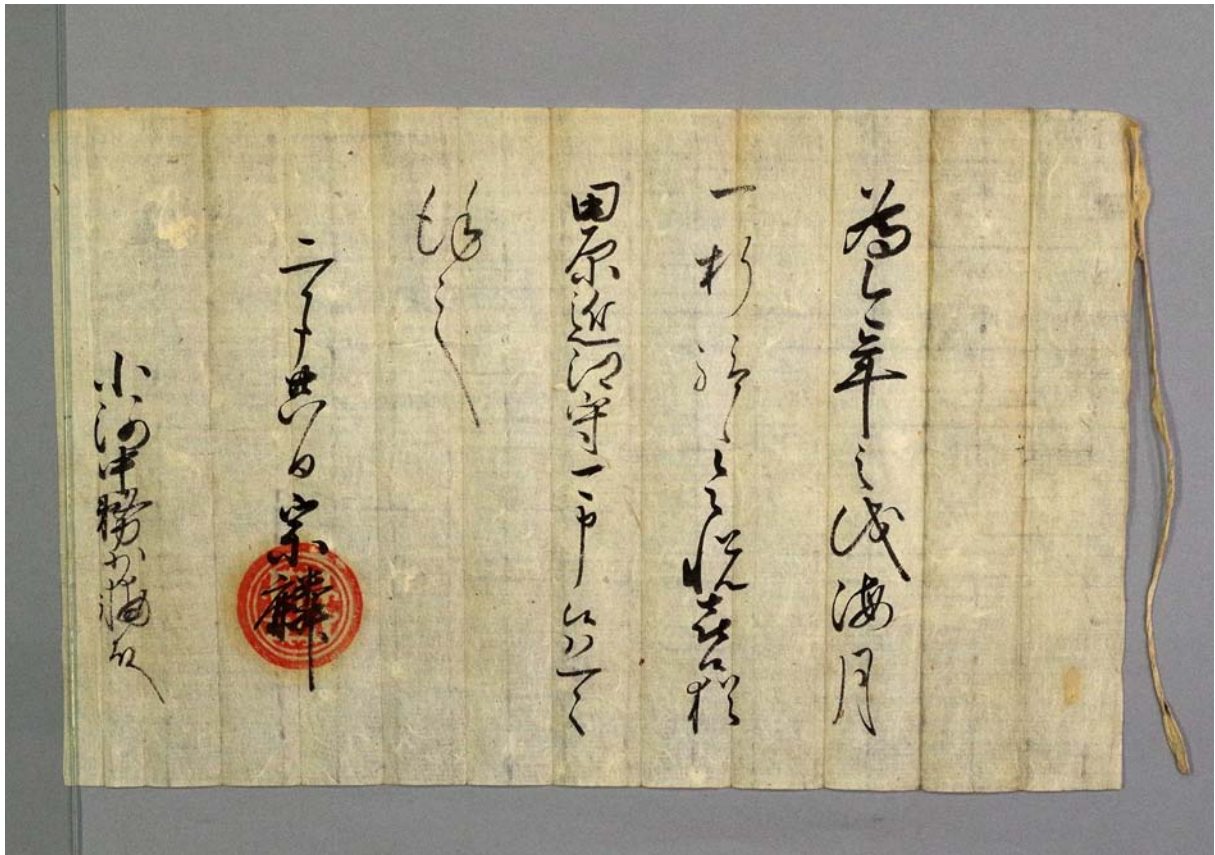
6 大友義鑑知行預状



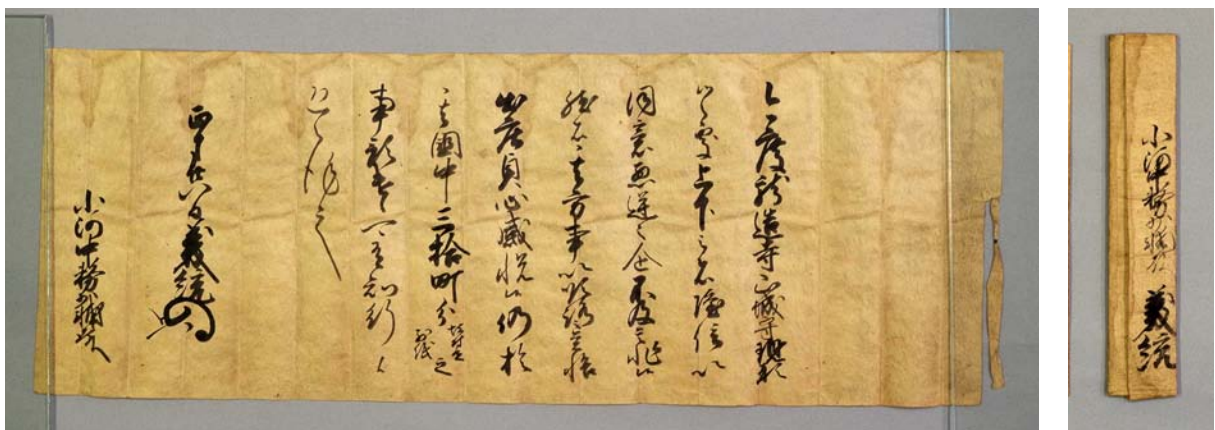
7 大友親安安堵状



8 御殿料請取状



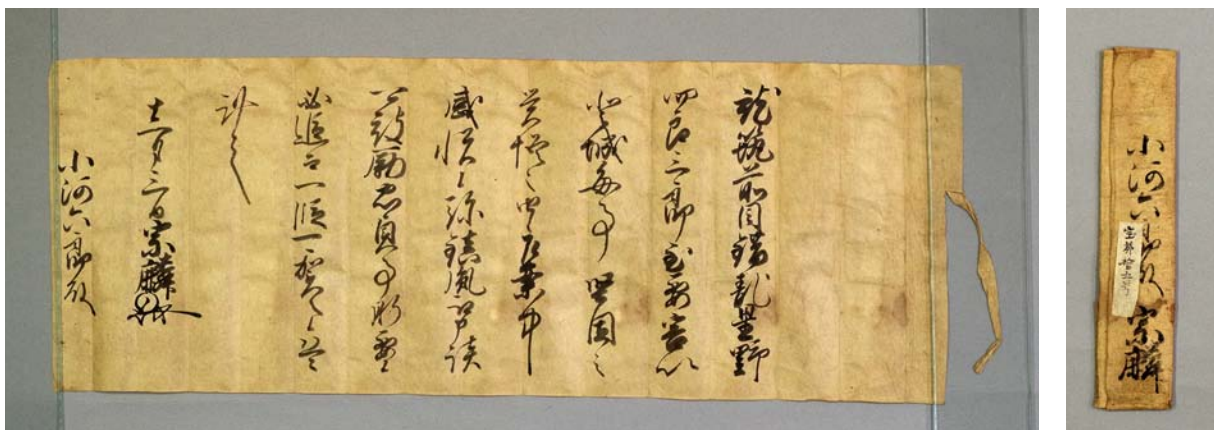
9 大友宗麟朱印状



10 大友義統知行預状



11 大友義鑑感状



12 大友宗麟感状

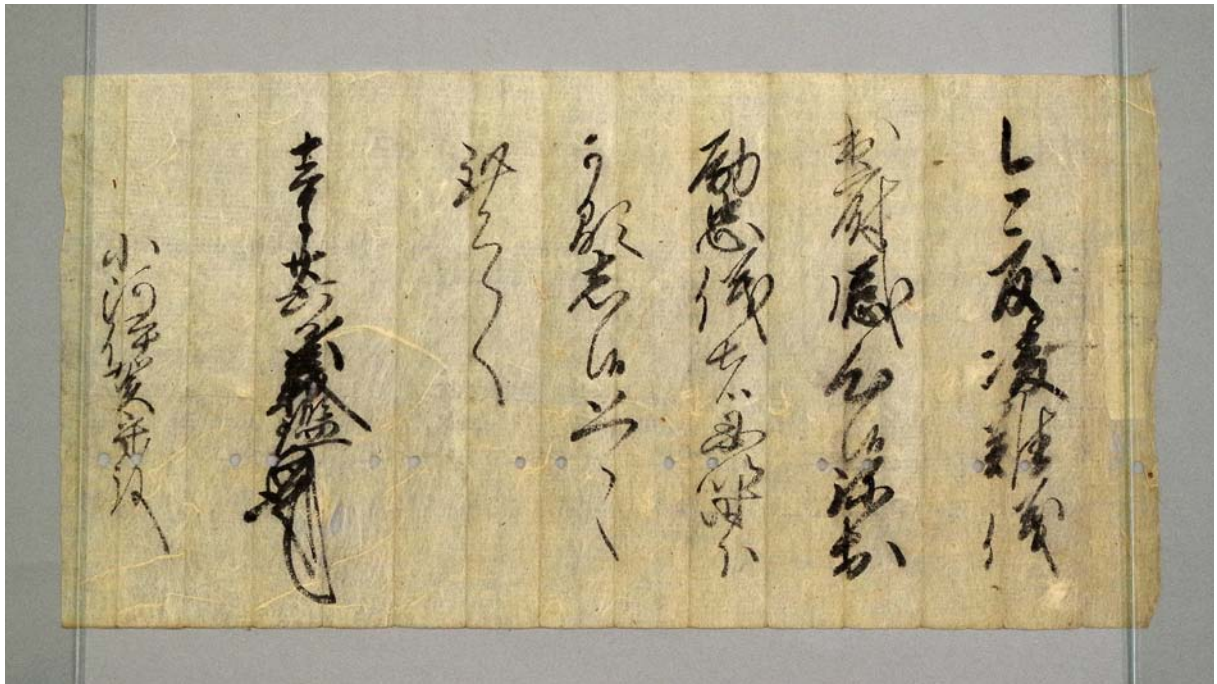
於今為侍遇合我初親父
 中務左補我元主外親官
 老老教人席中誦法矣
 至其親の御昌一記之事
 任相候旨領當不一程
 相違ふこと候事
 卯月十六日 義鎮 記
 小河六郎

小河六郎 義鎮

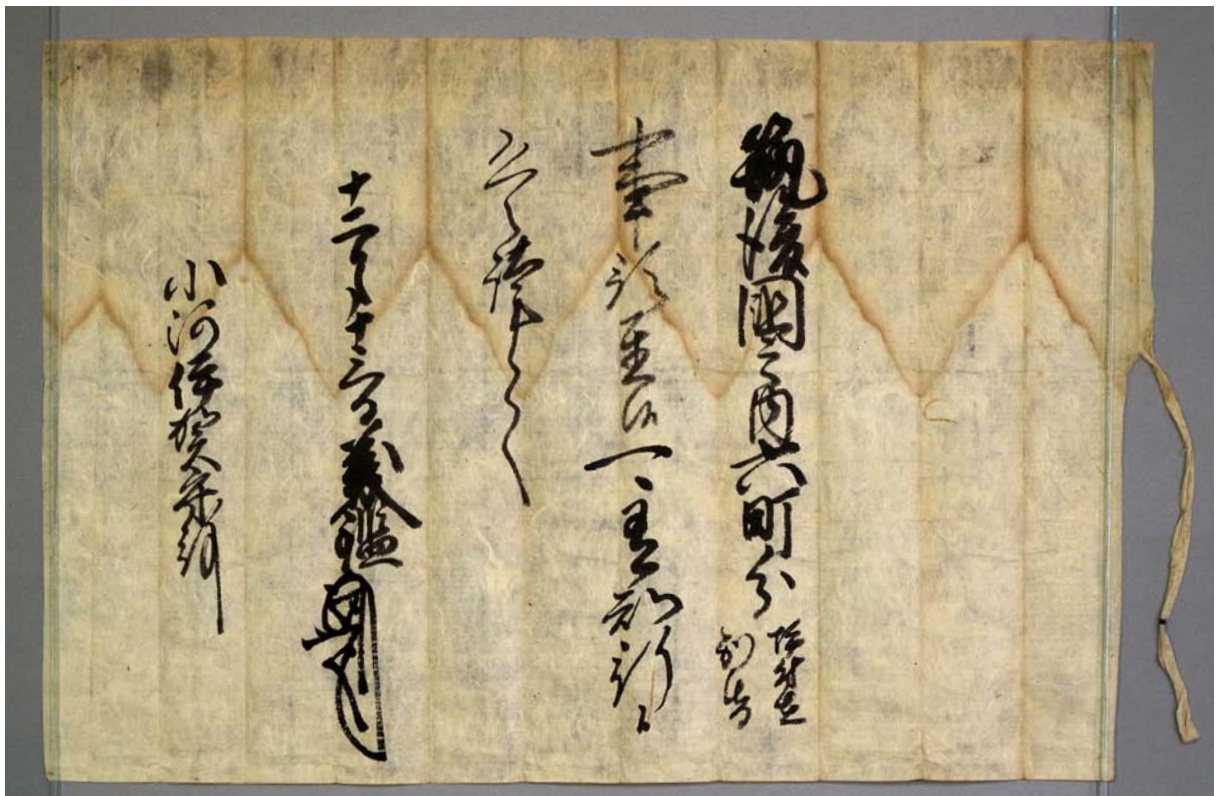
13 大友義鎮感状

加冠 名字之事
 友原鎮昌
 永祿二年卯月十六日

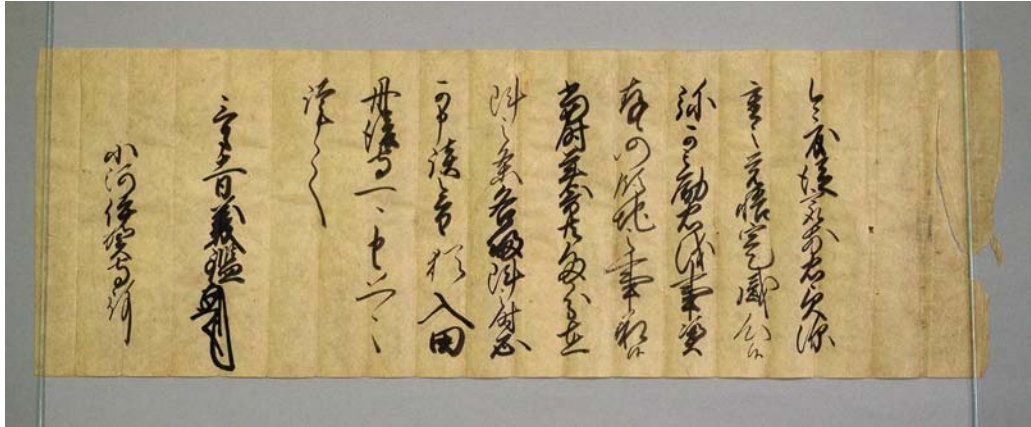
14 加冠状



15 大友義鑑感状



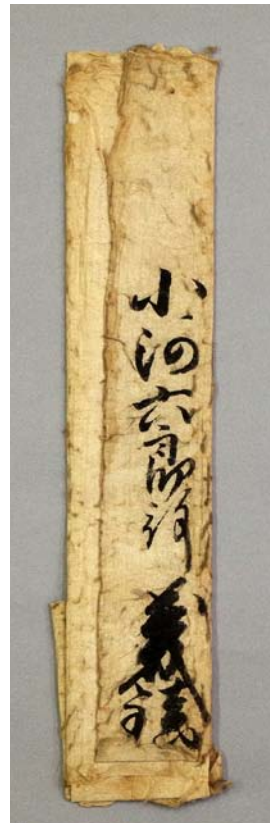
16 大友義鑑知行預状



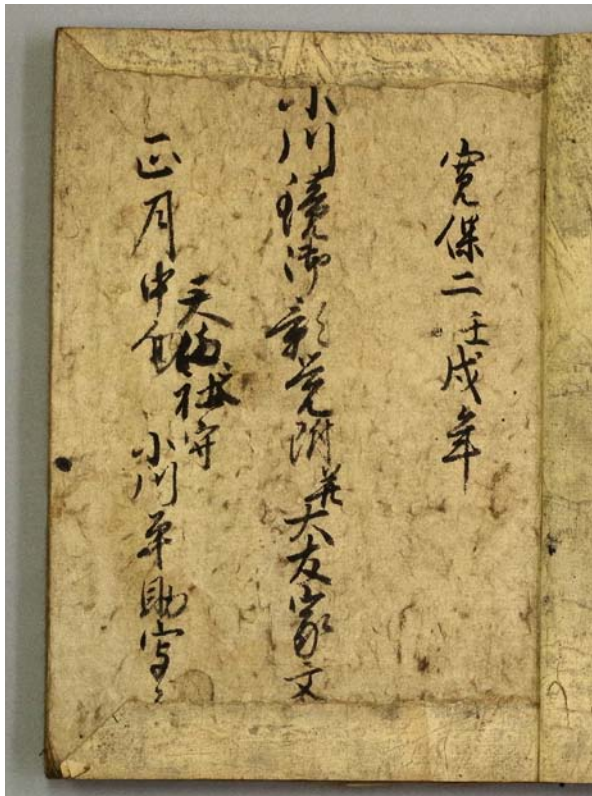
17 大友義鑑感状



19 封紙



18 封紙

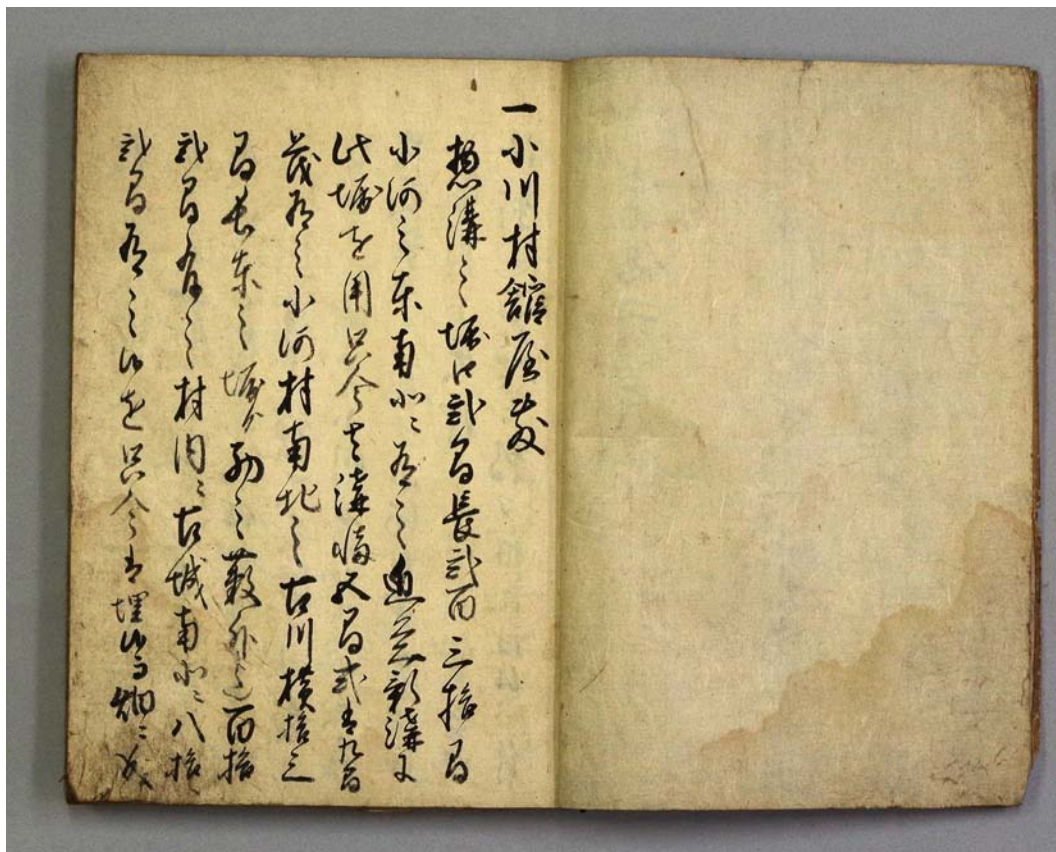


中表紙



(前表紙)

20 小川鏡御影覚附並大友家文書



(本紙①)

飯の月を東に二文は西に下は小川に下は
 義澄の家来小川伊賀守と申人
 飯重と申中傳大友切支丹奴り
 小川に申時分小川後切支丹奴宿
 大友支丹の好光小川を兼兼相伝
 上御目と申天神と申御自筆と申
 御影と申持と申朝夕相礼社に付
 切支丹家と申奴の中と申御影と
 支丹に申大友の遠くは新と申
 豊後と申人数を御影向小川を打
 ちと申支丹に申時分小川子是
 小川源右衛門と申仁術人と申り
 天神と申御影茂御持仕中右
 是書新川緒氏是書と申り
 筑後別竹野村と申小川村鏡

(本紙②)

御影天満支丹由来小川源右衛門
 得傳祀
 一 小川氏
 菅相公補佐之位一也築業法下り
 之時之位子讀と御影之幅目と
 一 以後秋が身子御影居ると思ふ
 一 一と一と幅差と申支
 一 小川氏小川村に御影居館と申
 御影法衣と申と申り
 御影居館始と申教ふ各小川と申出
 大友家と文書に凡ゆる文縁と申
 小川と文字及ふと申り
 一 小川伊賀守と申後切支丹大友義法
 入道宗禰と申一と申豊別屋形
 右仕と申朝藤家と申入道と申
 隣南と申小川に改了時分其書

(本紙③)



保存箱 1



保存箱 2

久留米市文化財調査報告書 第三八五集

小川区有中世文書

平成二十九年三月三十一日

発行 久留米市教育委員会

編集 久留米市 市民文化部文化財保護課

印刷 中村印刷有限会社

久留米市梅満町九七二